

## 公害訪問看護報酬の請求書等について

**認定疾病に関する医療費は全額公費負担です**ので、必要書類を作成の上、愛知県知事にご請求ください。提出書類、提出方法等は以下のとおりです。

### 1 提出書類

請求に必要な提出書類は以下のとおりです。

- (1) 公害訪問看護報酬請求書
- (2) 公害訪問看護報酬明細書
- (3) 債権者登録申請書（初回のみ）
- (4) 委任状（請求権限を委任する場合）（初回のみ）
- (5) 訪問看護指示書の写し（指示書が発行される毎）

提出書類（１）～（４）の様式及び記載例は以下のホームページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/0000078326.html>

※請求書、明細書については、「公害訪問看護報酬請求書・明細書の記載上の注意事項等」により記入してください。

### 2 提出期日及び提出方法

診療月の翌月の１０日（１０日が土日祝のときは直前の平日）までに、次のいずれかの方法により提出してください（**必着厳守**）。

- (1) 愛知県環境局環境政策部水大気環境課 大気調査・補償グループへ郵送  
郵便番号４６０－８５０１（住所の記載は不要です。）
- (2) 「公害診療報酬請求書受入箱」へ投函  
毎月１日から１０日まで、愛知県医師会仮事務所１階正面玄関に投函箱が設置されます。

### 3 支払方法

愛知県公害診療報酬審査会議の審査後、原則として請求の翌月１３日（金融機関の休業日に当たった場合はその前営業日）に、指定された金融機関の口座に振り込みます。

### 4 口座指定方法

「債権者登録申請書」に口座等を記入の上、初回の請求時に提出してください。なお、請求者の名義等に変更があった場合は、至急ご連絡ください。

### 5 診療日数証明書料

１件の証明につき３３０円（税込）

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 担当 | 愛知県環境局環境政策部水大気環境課<br>大気調査・補償グループ |
| 電話 | ０５２－９５４－６２１６（ダイヤルイン）             |

## 公害訪問看護報酬請求書・明細書の記載上の注意事項等

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和49年総理府令第60号）第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等をいう。）ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書（様式第五号）の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- （1） 「平成 年 月分」欄について  
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- （2） 「件数」欄について  
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- （3） 「金額」欄について  
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- （4） 「平成 年 月 日」欄について  
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- （5） 「ステーションコード」欄について  
健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について（平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。）別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- （6） 「公害医療機関の所在地 名称」欄について  
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- （7） 「開設者の氏名又は名称」欄について  
事業者の氏名又は名称を記載すること。

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

### 1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。

### 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- （1） 「平成 年 月分」欄について  
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- （2） 「公害医療手帳の記号番号」欄について  
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- （3） 「氏名」欄について
  - ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
  - イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
  - ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- （4） 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について  
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。

- (5) 「疾病名」欄について  
第一種地域に係る被認定者の場合、「1」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「2」以下の項には、当該訪問看護報酬請求に係る訪問看護の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
- (6) 「心身の状態」欄について  
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。  
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (7) 「訪問開始年月日」欄について  
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (8) 「訪問終了年月日時刻」欄について  
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (9) 「実日数」欄について  
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (10) 「訪問終了の状況」欄について  
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1 軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2 施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3 医療機関」の、死亡した場合は「4 死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5 その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (11) 「死亡時刻」欄について  
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (12) 「指示期間」欄について  
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。  
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。  
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「（特別指示期間）」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「（特別指示期間）」欄に記載すること。  
なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「（特別指示期間）」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。
- (13) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について  
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。
- (14) 「主治医の氏名」欄について  
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。
- (15) 「⑩基本療養」欄について  
ア 「⑪」欄について  
保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定は、訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護

加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の01の1のイの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「（3人以上）（週3日目まで）（週4日目以降）」の「円×日」の項を使用すること。

イ 「⑫」 欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1のロの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1のロの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「（3人以上）（週3日目まで）（週4日目以降）」の「円×日」の項を使用すること。

ウ 「⑬」 欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注7に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれら乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」 欄について

緊急訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」 欄について

訪問看護ステーションの看護師等が90分を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注10に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑯」 欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、

助産師又は看護師が同行し同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は准看護師の「円×日」の項に、看護補助者が同行し訪問看護告示別表の01の注12のハを算定する場合は、看護補助者(ハ)の「円×日」の項に、看護補助者が同行し訪問看護告示別表の01の注12のニを算定する場合は、1日に指定訪問看護を行った回数に応じ、看護補助者(ニ)の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(16) 「訪問日」欄について

- ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。  
ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。
- イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。
- ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。
- エ 複数名訪問看護加算を算定した場合は、その日付を▽で囲むこと。

(17) 「㉔管理療養費」欄について

- ア 「㉔管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円+円×日」の項の左側の「円+」の項に訪問看護告示別表の2のイに掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。
- イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。
- ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。

エ 「㉕」欄について

24時間対応体制加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

オ 「㉖」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の2の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「㉗」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の2の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

キ 「㉘」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の2の注6に掲げる額を記載すること。

ク 「㉔」 欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「 円」の項に訪問看護告示別表の2の注7に掲げる額を記載すること。

ケ 「㉕」 欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の2の注8に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「 円× 回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること

コ 「㉖」 欄について

看護・介護職員連携強化加算を算定した場合は、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注11に掲げる額を記載すること。なお、看護・介護職員連携強化加算を算定した場合は、「特記事項」欄に介護職員等と同行訪問した日を併せて記載すること。

サ 「②」 欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。

(18) 「㉗情報提供療養費」 欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の3に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(19) 「㉘ターミナルケア療養費」 欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の4に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(20) 「合計」 欄について

ア 「⑤」 欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」 欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

(21) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。